

仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（8）

（前注）調停による和解合意の執行決定等に関する規律を設ける法律

5 部会においては、これまで、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度を創設することを構想しつつも、その根拠となる法制の在り方については予断を持たずに議論が進められてきた。もっとも、今後の検討に当たっては、具体的な法制を前提に規律の在り方が議論される必要があると考えられるところ、部会におけるこれまでの議論では、執行力を付与し得る和解合意の範囲につき、「国際性」を有する和解合意に限定せず、
10 「国際性」を有しない和解合意であっても、例えば認証紛争解決手続において成立した和解合意も対象とすべきであるとの意見（中間試案における乙2案）が大勢を占めたことを踏まえると、調停による和解合意の執行決定等に関する規律を、次のような法制により創設することが考えられる。

まず、「国際性」を有する和解合意（その範囲については引き続き検討する必要があるが、差し当たり、後記（参考）のとおりとする。）については、シンガポール条約の締結に向けその国内担保法としての性格をもつ新法を制定することを前提に、新法の適用により執行力を付与し得ることとする。また、認証紛争解決手続等において成立した和解合意については、ADR法を改正することを前提に、同法の適用により執行力を付与し得ることとする。

20

（参考）中間試案第2部，2「適用範囲」から抜粋

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時に於いて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。

② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。

③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が

日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。) 。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

○ 一定の紛争の適用除外

次に掲げる紛争に係る和解合意は、執行力を付与し得る規律を適用しないものとするについて、どのように考えるか。

【 新法 】

- ① 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が消費者（消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者をいう。)であるものに関する紛争に係る和解合意
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る和解合意
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る和解合意

【 ADR法 】

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する民事上の紛争に係る和解合意
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る和解合意
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る和解合意（ただし、民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係る和解合意を除く。）

(説明)

1 消費者紛争

- (1) 「国際性」を有する和解合意

中間試案では、「国際性」の有無にかかわらず、消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争（いわゆる「BtoC事案」）に係る和解合意について、執行力を付与し得る対象から除外するとの規律が提案されていたが、この考え方に対しては、シンガポール条約の規定（同条約第1条第2項(a)）は、消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争に係る和解合意のみならず、消費者同士の契約に関する

る民事上の紛争（いわゆる「CtoC事案」）に係る和解合意についても適用を除外する趣旨ではないかとの指摘がされていた。

シンガポール条約の前記規定では、「Concluded to resolve a dispute arising from transactions engaged in by one of the parties (a consumer) for personal, family or household purposes」との文言が用いられているところ、これによれば、当事者の一方が消費者として個人、家族又は家庭に関する目的のために行った取引から生じた紛争が適用除外とされているものの、他方の当事者が事業者であるか消費者であるかについては何ら定められてはいない。しかしながら、他方の当事者の属性について何ら限定が付されていないのであれば、当事者の一方が消費者として個人、家族又は家庭に関する目的のために取引を行ったときは、他方の当事者が事業者であるか消費者であるかにかかわらず、前記規定の適用があると考えるのが自然である。

なお、この点に関し、2005年にハーグ国際私法会議において採択された「管轄合意に関する条約」第2条第1項a)では、「exclusive choice of court agreements to which a natural person acting primarily for personal, family, or household purposes (a consumer) is a party」との文言が用いられており、シンガポール条約の前記規定と同様の文言が用いられている。そして、管轄合意に関する条約第2条第1項a)の規定は、消費者と非消費者との間の合意とともに、消費者間の合意にも妥当するものと説明されていることを踏まえると、シンガポール条約においても、同様に考えることが相当である。

そこで、新法においては、シンガポール条約の規定を前提に、「BtoC事案」及び「CtoC事案」に係る和解合意を適用除外とする規律を設けることとしているが、この点についてどのように考えるか。

(2) 国内の事案（認証紛争解決手続等において成立した和解合意）

前記(1)のとおり、新法においては「BtoC事案」及び「CtoC事案」に係る和解合意を適用除外とする規律を設けることとしているが、これとの整合性を重視するのであれば、ADR法においても、同様の規律を設けることとするの考え方があり得る。しかしながら、我が国のADRの実情をみると、簡易迅速に、かつ廉価に解決を図ることができることから、「CtoC事案」を中心とした少額の紛争についての利用件数が相当数あり、このような事実認識を前提とすると、ADRの更なる利用促進を図るとの観点からも、国内の事案（認証紛争解決手続等において成立した和解合意）については、「CtoC事案」に係る和解合意も執行力を付与し得る対象とするの規律を設けることが望ましいとも考えられる。

さらに、国内の事案について、執行力を付与し得る対象を認証紛争解決手続等において成立した和解合意に限定するのであれば、その範囲において「BtoC事案」に係る和解合意を適用対象とすることも、執行力を付与することの正当化根拠との

関係で合理的に説明することが可能であるとも考えられる。しかし、そのような説明が可能であるとしても、「BtoC事案」においては、情報や交渉力の格差を背景とする消費者保護の観点から別途検討を加えることが必要であるとの指摘がある。特に、我が国においては、「BtoC事案」を専門的に取り扱う行政ADR機関として独立行政法人国民生活センターが存在し、同センターの業務等については独立行政法人国民生活センター法に種々の規定が設けられている(注)ことを踏まえると、同法との関係等を含めた慎重な検討が必要であるとも考えられる。

以上を踏まえ、ADR法においては、「BtoC事案」に係る和解合意を適用除外とする規律を設けることとしているが、この点についてどのように考えるか。

また、仮に、新法とADR法とで、消費者紛争に関する適用範囲につき異なる規律を設けるのであれば、新法の適用対象とならない「CtoC事案」につき、認証紛争解決手続等において「国際性」を有する和解合意が成立した場合に、ADR法の適用により執行力を付与し得る対象とするかどうかについて、どのように考えるか。

(注) 独立行政法人国民生活センター法では、同センターに設置された紛争解決委員会が、消費生活センターで解決しなかった重要消費者紛争を受理し、和解の仲介又は仲裁手続により解決を図ることとされ、その特徴として、消費者・事業者間の情報、交渉力の格差を是正するため期日への出席や関係資料の提出等を要請する権限や、成立した和解についての履行勧告の権限が与えられている(同法第22条、第37条等参照)。

2 家事紛争

(1) 手続実施者の専門性

家事紛争に関しては、養育費の取決め等、子の福祉の観点を考慮して慎重に合意が形成されなければならないとの特性があることなどから、専門的な知見を有する者が調停の手続実施者となるべきであるとの指摘がある。もっとも、このような指摘に対しては、現在の我が国における認証制度において、家事紛争を取り扱う場合には、家事紛争に関する専門的知見を有していること、和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができることが認証の要件となっていること(ADR法第6条柱書、同条第1号及び第2号)、法令の適用解釈に関し専門的知見が必要なときは弁護士関与が義務づけられていること(同条第5号)を踏まえると、少なくとも認証紛争解決手続においては、専門的知見を有する者が手続に関与することについて、制度的な担保がされているとの考え方があり得る。

なお、養育費の算定については、最高裁判所のホームページ等によりその算定の目安が公開されているところ、これを用いて調停を行うことなどにより、和解合意の内容に実質的な正当性を担保することが可能であると考えられる。

(2) 当事者の属性

家事紛争に関しては、紛争解決のための知識を持たない人、判断能力に欠ける人、重大なストレス要因を抱えている人等が当事者となっている場合や、当事者間における情報の格差や力の不均衡等がある場合が想定されることなどから、合意の形成過程には家庭裁判所の関与が必要であり、裁判所外で成立した和解合意に執行力を付与すべきではないとの指摘がある。しかしながら、このような考え方は、現に、家事紛争を専門的に取り扱う認証紛争解決事業者等が存在し、その関与の下に成立した合意に基づいて執行証書が作成されるとの工夫により相応の実績が蓄積されているとの実情に反するものである。かえって、裁判所外の調停手続については、当事者が、一定の知識及び紛争解決意欲を有する比較的紛争性の低い事案や、平日の夜間・土日の調停やオンラインでの調停を望んで利用する事案など、家庭裁判所を利用する人と裁判所外の調停を利用する人とは利用者層が重ならない場合が多いこと、認証紛争解決事業者等により適切な情報提供や助言を得ることで自己決定ができ、むしろ家庭裁判所による介入を望まない当事者も一定数存在することなどの実情も紹介されたところである。また、裁判所外での調停を利用しようとした当事者が、精神的なストレス等が原因で自己決定ができないような場合等は、認証紛争解決事業者等において、家庭裁判所の利用や弁護士への相談を勧めるなどの運用が適切に図られることで、当事者の属性に合わせた紛争解決を図ることは可能であるとの指摘もあった。むしろ、裁判所外の調停においては、平日の夜間や土日を利用したい、早期に解決をしたい、オンライン調停を利用したいという当事者のニーズに即した紛争解決を図ることが可能であり、現時点においては裁判所を利用するよりも当事者の負担が軽くなり、当事者にとって望ましい紛争解決が可能となるという場合も考えられる。

(3) 扶養義務等に係る金銭債権に関する和解合意のみを対象とすること

家事紛争については、子の引渡しや面会交流など様々な種類の紛争が想定される
ところ、これまでの部会における議論では、一律に執行力を付与し得る対象と
することには慎重な意見がみられた一方、民事執行法第151条の2第1項各号に掲げ
る義務（以下「扶養義務等」という。）に係る金銭債権については、その履行確保
が重要な課題であることなどから、認証紛争解決手続等において成立した扶養義務
等に係る金銭債権に関する和解合意については、執行力を付与し得る対象とすべ
きであるとの意見がみられた。扶養義務等に係る金銭債権に関する和解合意を対
象とすることは、子の貧困解消という我が国における喫緊の課題の解決に資する
ものである一方で、債務者にとっても、その履行内容が明らかであり、債務名義
となることによる不測の不利益が生ずるおそれも低いこと、仮に不当執行がされ
たとしても、債務者に生じた損害の回復が比較的容易であることなどを踏まえ
ると、一定の合理性を有するものと考えられる。

このような考え方に対しては、扶養義務等に係る金銭債権と他の金銭債権との区別ができない場面があるのではないかと指摘がある。もっとも、このような指摘については、現に民事執行法上、扶養義務等に係る金銭債権については特別の制度が設けられているところ、例えば、扶養義務等に関して当事者が合意をして公正証書を作成した場合においても、民事執行法上の特別の制度を利用するには他の金銭債権との区別ができる条項となっていることが必要とされるのであって、今般の制度特有の問題ではないとも考えられる。仮に、扶養義務等に係る金銭債権についてのみ執行力を付与し得る対象とする制度が創設された場合に、同制度により執行力の付与を求めるのであれば、和解合意書において扶養義務等に係る金銭債権であることが示されている必要があることから、調停を行う手続実施者は、この点に留意する必要がある。もっとも、仮に明確となっていない和解合意がされた場合には、当該和解合意に基づく執行決定がされないこととなる結果として、当該権利者に再度の調停、審判の申立て等の煩が生ずることになるが、権利自体が否定されることになるわけではない。このことは執行証書の場合でも同様であり、今般の制度に特有の問題ではないし、手続実施者への適切な周知等によって対応すべき問題であると考えられる。したがって、一つの和解合意書の中に、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意と他の債権に関する合意とが混在する可能性があるとしても、そのことが、扶養義務等に係る金銭債権のみを執行力付与の対象とすることを否定することにはならないとも考え得る。

(4) 執行力を付与することの必要性と弊害

扶養義務等に係る金銭債権については、子の福祉の観点などから、その履行の確保が重要であり、不履行に陥った場合に備えてあらかじめ執行の手段を確保しておく必要性が特に高いといえる。裁判所外での調停において扶養義務等に係る金銭債権について合意が成立した場合に、紛争性が低く、不履行の見込みが低い場合であっても、長期にわたる履行であることを踏まえ、合意の成立から間がない時期に執行証書を作成するなどの運用がされている事例が多いことが紹介されたが、これは、今般の制度により民事執行を可能とするニーズがあることを裏付けるものといえ、むしろ、和解合意成立時にはわざわざ費用等をかけて執行証書を作成することまではせず、将来的に不履行が生じた時点において執行決定により民事執行を可能とする方がニーズが高いとの見方もできるように思われる。

また、現行法上、当事者が、裁判所に限らず第三者の関与を経ることなく、扶養義務等に係る金銭債権について合意をすることは可能であり、また、その合意について執行証書を作成して民事執行をすることも可能とされているところ、今般の制度については、和解合意の成立に至る過程に、上記(1)のとおり専門的知見を有する認証紛争解決事業者等が関与し、更に、実際の民事執行手続の局面では裁判所が執

行拒否事由の有無の判断を行うことを構想しているのであるから、このような制度を創設することにより、扶養義務等に係る金銭債権について執行力が付与されることについての具体的な弊害は特段生じないとも考えられる。

この点につき、養育が必要な子がいる場合における合意においては、養育費につ
5 いての定めのみならず、親権者の指定、面会交流、財産分与、慰謝料等の多岐にわたる定めが含まれ得ることから、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意にのみ執行力を付与することは相当でないとの指摘がある。確かに、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意と併せて種々の定めがされる場合があることはそのとおりであるが、仮に、前記のような合意を公正証書において行った場合には、金銭の一定の額の支払の給付を目的とする請求（民事執行法第22条第5号）の限度でしか執行力は付与されないのであるから、今般の制度に特有の問題ではないものと考えられる。
10 また、裁判所外での調停において、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意と併せて面会交流に関する合意をする場合に、前者の合意のみに執行力が付与され得るのであれば、当事者がそのことを十分に理解した上で和解合意に至ることが必要であるが、この点については、認証紛争解決事業者等が、当事者に対し、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意にしか執行力が付与されないことを説明した上で、和解合意及び民事執行の合意の意思を確認することで担保され得るものと考えられる。

なお、養育費の未払いが社会的な問題となっている現状において、その履行の確保のためには、公的な関わり方の在り方等も含め、多角的な視点からの検討が必要であることは論を俟たない。そのような多角的な視点からの検討については、法制審議会家族法制部会での調査審議に委ねることが望ましいと考えられるが、当部会において議論されている今般の制度を扶養義務等に係る金銭債権に係る和解合意についても適用することは、養育費の履行確保のための制度として合理的であり、当事者の紛争解決のための選択肢を広げる意味においても有用であると考えられ、家族
20 法制部会における議論を何ら妨げるものではないと考えられる。

以上を踏まえ、扶養義務等に係る金銭債権に関する和解合意については、認証紛争解決手続等において成立したものに限り、執行力を付与し得る対象とすることについて、どのように考えるか。

(5) 「国際性」を有するものの取扱い

仮に、扶養義務等に係る金銭債権に関する和解合意について執行力を付与し得る対象とするとしても、この点については、シンガポール条約の規律自体の要請によるものではなく、我が国固有の政策目的によるものであるから、認証紛争解決手続等において成立した場合のみに限定し、新法においては、家事紛争全般について適用除外とすることが考えられる。

もっとも、「国際性」を有する和解合意であっても、認証紛争解決手続等におい

て成立した和解合意については、ADR法の適用により執行力を付与し得る対象とすることも考えられる。この点に関し、「国際性」を有するものについては、特に準拠法の問題を考慮する必要があるなど、執行力付与の当否の判断に困難が生じるとの指摘がある。しかしながら、認証紛争解決事業者等が「国際性」を有する紛争を取り扱う場合は十分にあり得るのであって、その際に、準拠法の選択等を考慮しなければならないのは家事紛争以外の紛争においても同様である上、扶養義務との関係でいえば、我が国においては、1973年にハーグ国際私法会議において採択された「扶養義務の準拠法に関する条約」を批准し、これを国内法化した「扶養義務の準拠法に関する法律」が制定されており、準拠法の選択等の判断に当たっての困難は起こりにくいものと考えられる。むしろ、扶養義務等を負う者が国外に居住しているという場合にこそ、オンライン調停が可能である裁判所外での調停を利用するニーズが高いものと考えられるところ、同じ認証紛争解決手続等において成立した和解合意であるにもかかわらず、「国際性」を有する場合にのみ執行力が付与されないとの区別を設ける理由は乏しいとも考え得る。

以上を踏まえ、認証紛争解決手続等において成立した扶養義務等に係る金銭債権に関する和解合意については、「国際性」の有無にかかわらず執行力を付与し得る対象とすることについて、どのように考えるか。